

マンション政策部会の設置について

1. 設置の趣旨

分譲マンションに係る法制度については、平成13年にマンション管理適正化法、平成14年にマンション建替え円滑化法がそれぞれ施行され、一定の整備がなされたところである。

しかしながら、当時（平成12年末）は368万戸であったマンションストックは、平成19年末には528万戸と50%近く増えており、また住宅行政全般についても住生活基本法の制定など、良質なストック形成のための政策に大きく舵を切るなど、マンションをとりまく社会経済情勢は大きく変化している。

このような情勢の変化に適確に対応し、マンションについて、維持管理が適切に行われるとともに再生を促進することにより、良質なマンションストックを形成・承継していくための具体的な政策のあり方について検討する必要がある。

分譲マンションストック500万戸時代に対応したマンション政策のあり方について、集中的かつ機動的に調査審議を行うため、住宅宅地分科会にマンション政策部会を設置することとする。

2. マンション政策部会における検討事項

- ①マンションの管理の適正化を推進するための仕組み
- ②耐震性等の不十分なマンションの改修や建替えを促進するための仕組み